

暴力団排除はみんなの手で！

福岡市暴力団排除条例が
制定されました

平成22年7月1日
施行！



暴力団に対する
3ない運動

- 利用しない！
- 金を出さない！
- おそれない！

福岡市・福岡市暴力追放推進協議会

「福岡市暴力団排除条例」は、福岡市から暴力団を排除し、市民の安全で平穏な生活を確保して、福岡市における社会経済活動の健全な発展に寄与するため、暴力団の排除に関して、基本理念を定めて、福岡市と福岡市民等の役割を明らかにするものです。

基本理念

暴力団の排除は、市及び市民等が、暴力団が社会に悪影響を及ぼす許されざる反社会的存在であることを共に認識し、暴力団との交際を厳に慎むとともに、暴力団を利用しない、暴力団に金を出さない、暴力団をおそれないという基本的事項を遵守し、市民の安全で平穏な生活の確保及び社会経済活動の健全な発展に向けて、互いに緊密に連携し、協力して、一丸となって推進されなければなりません。

福岡市暴力団排除条例の主な内容

市の役割

市は、県、他の市町村等と連携し、暴力団の排除に関する施策を推進するとともに、暴力団の排除に資する情報を、県に提供します。



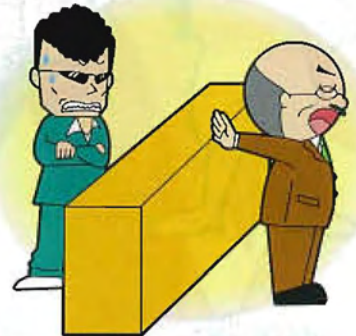
市民等の役割

市民や事業者は、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めます。



市の事務、事業における措置

暴力団員や暴力団と密接な関係にある者を、公共工事等の入札に参加させないなど、市の事務、事業から排除します。



市民等に対する支援等

市は、市民等が暴力団排除活動に取り組むことができるよう、情報の提供等の支援を行います。



青少年に対する教育

市立学校において、生徒が暴力団に加入せず、暴力団による被害を受けないよう、教育を行います。



威力利用、利益供与の禁止

市民は、債権回収、紛争解決等を目的に暴力団の威力を利用してはいけません。また、暴力団員に利益を供与してはいけません。



福岡市暴力団排除条例に関する問い合わせ

福岡市 市民局
生活安全・危機対策部 生活安全課
電話番号 **092-711-4054**
F A X **092-711-4059**

暴力団に関する相談窓口

福岡市暴力追放相談センター
福岡市中央区天神1丁目8番1号(福岡市役所2階)
電話番号
092-711-4076
相談時間 平日 午前10時～午後4時まで

